

令和5年10月11日

お客様 各位

株式会社トヨタレンタリース浜松

適格請求書発行事業者に関する弊社登録番号のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入される予定です。この度、弊社の登録申請手続きが完了いたしましたので、適格請求書発行事業者登録番号をご案内申し上げます。

適格請求書発行事業者登録番号 T9080401003619

上記の登録番号は、国税庁ホームページの「適格請求書発行事業者公表サイト」にて、ご確認いただくことができます。

弊社のインボイス及びその交付方法

●リース契約：令和5年10月以降の契約

借手の判定	会計処理	仕入税額控除のために使用する適格請求書等
ファイナンスリース	資産計上	リース料支払明細書
ファイナンスリース	費用計上	リース料支払明細書
オペレーティングリース	費用計上	リース契約書+通帳 or 振込金受取書等

●リース契約：令和5年9月以前の契約

借手の判定	会計処理	仕入税額控除のために使用する適格請求書等
ファイナンスリース	資産計上	インボイスは不要（既存通り）
ファイナンスリース	費用計上	インボイスは不要（既存通り）
オペレーティングリース	費用計上	リース契約書+通帳 or 振込金受取書等+ 当案内

●リース契約以外：既存の請求書

※2023年3月末の関係法令等に基づき作成しており、改正等により変更されることがあります。

弊社のインボイス制度運用について、ご質問等がございましたら、下記にご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

敬具

インボイスに関する問い合わせ先

担当者：総務課 牧野 電話番号：053-444-3911